

令和4年度 行財政3か年実施計画及び予算編成方針

令和4年度行財政3か年実施計画及び予算編成方針策定に当たって

全世界で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症(COVID-19)により、甚大な影響を受けた我が国経済は、ワクチン接種が進捗する中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続いている。

本市においては、ワクチン接種を強力に推進しつつ、同感染症に対する様々な独自施策を積極的に展開してきたところではある。

しかし、未だ同感染症の収束は見えない状況にあるため、今後の感染症の動向が日本経済や市民生活に与える影響については、引き続き、十分に注意していく必要がある。

また、コロナ禍が収束した後も、高齢化や労働人口の減少に伴う財政負担の増加が今後さらに加速化していく見込みの中で、新たな日常への対応や激甚化する災害などの喫緊の課題には、果敢に取り組んでいかなければならない。さらに、今年度からスタートした第6次上尾市総合計画に基づき、SDGsも踏まえた持続可能なまちづくりを実現することも極めて重要である。

このためには、将来を見据え、より強固で弾力的な財政基盤の確立に向けた取組を実施することが至要となる。

このような状況を踏まえ、令和4年度の『行財政3か年実施計画及び予算編成方針』には、3つの基本方針と予算編成に当たっての基本的事項を定めた。

各部局は、財政規律の向上を図りながら、第6次上尾市総合計画に掲げた「みんなで作る みんなが輝くまち あげお」を実現するため、本方針に基づき、全力で予算編成に取り組むこととする。

令和3年9月1日

上尾市長 畠山 稔

1. 日本経済の状況と国の経済財政運営

令和3年7月6日開催の経済財政諮問会議に提出された内閣府年央試算によると、我が国経済は、「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、輸出や生産を中心に持ち直しの動きが続いているものの、サービス消費など一部で弱さが増している。」とされている。

また、今後については、「感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされている。

このような状況下において、「令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」（令和3年7月7日閣議了解）では、「歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する」とされ、概算要求に当たって厳しい姿勢が示されている。

これらの方針に基づいた国の予算編成は、地方財政に大きな影響を及ぼすことから、その動向を十分注視し適切に対応していく必要がある。

2. 本市の財政状況と今後の見通し

令和2年度の一般会計の決算規模は、特別定額給付金給付事業の実施により、前年度と比較して大幅に増加したものの、歳入面では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞により、法人市民税が急減した。

また、歳出面では、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）が過去最大の381億1千万円（前年度比+9億8千万円）となり、4年連続で過去最大を更新するとともに、物件費についても103億6千万円（前年度比+5億1千万円）となり、3年連続で過去最大を更新した。

これら決算に基づき算定した財政指標は、実質公債費比率が5.0%（前年度比+0.2ポイント）、将来負担比率が10.9%（前年度比△1.9ポイント）で、いずれも早期健全化基準を大きく下回る結果となった。他方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、95.2%（前年度比△1.6ポイント）と若干の改善が見られたものの、依然として硬直的な財政状況が続いている。

今後の財政収支の見通し【別紙1】では、高齢化に伴う国県支出金の増加等が見込まれるため、歳入全体は増加傾向にあるものの、歳出についても、扶助費の増加等に伴い、大幅に増加する見込みとなっていることから、財源不足額が拡大することが想定されている。

さらに、長期的には、新たなごみ処理施設の建設や老朽化が進んでいる学校施設の更新などの大規模事業が予定されていることもあり、本市の財政運営は、引き続き、予断を許さない状況となっている。

3. 行財政3か年実施計画及び予算編成の基本方針

ポストコロナにおける新たな日常への対応や激甚化する災害などの喫緊の課題に取り組みつつ、SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標) も踏まえた将来的な課題にも対応するため、次のとおり基本方針を定める。

なお、いずれの課題についても、事業構築に当たっては、限りある財源をどの政策に割り振るかについて説明責任をしっかりと果たす必要があり、さらにその説明は、具体の合理的根拠に裏打ちされていること (Evidence-based Policy Making、証拠に基づく政策立案) が必須となる。

(1) ポストコロナにおける『みんなでつくる みんなが輝くまち あげお』の実現

ポストコロナ時代において、本市が掲げる『みんなでつくる みんなが輝くまち あげお』を実現していくためには、ICT化を強力に推し進めるとともに、コロナ禍を機に大きく、急速に変化した環境に適応しようとする市内事業者をサポートするなど、ニューノーマルに対応した施策を積極的に展開していくことが必要となる。

ただし、限られた財源の中でこれらの施策を実施していくためには、ワイズスペンディング (政策効果が乏しい歳出を徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換すること) を徹底することも重要となる。

この両方の観点を踏まえながら、優先的・重点的に予算措置を行うこととする。

(2) 住民の命を守るための防災・減災対策の充実・強化

近年、毎年のように大規模な水害が各地で発生しており、本市においても、一昨年の令和元年台風第19号の被害に対して、初めて災害救助法が適用された。地球温暖化に伴う気候変動により、水害がさらに頻発化・激甚化する可能性があるとともに、首都直下型地震などの大規模地震についても、今後30年以内の発生が高い確率で予測されている。

これらの災害から市民の命と暮らしを守るためには、ハード・ソフトの両面から、災害に強いまちづくりに取り組んでいくことが必要である。

ただし、限りある財源の中で、危機管理能力を向上させるためには、これまでの災害対応により得たノウハウに加え、既存施設等の有効活用を前提とした、全庁的・総合的な対応が必要となる。

(3) 将来を見据えた持続可能なまちづくりの推進

市民が安心して生活していくためには、SDGsの「誰一人取り残さない」との考え方の下、持続可能なまちづくりを実現することが必要となる。そのためには、今年度からスタートした第6次上尾市総合計画に基づき、脱炭素社会の実現に寄与する施策の推進、東京一極集中が変化する兆しを捉えた子ども・子育て施策の充実及び住民の健康の維持・増進のための施策の強化など、より良い環境を未来へ引き継ぐための取組を積極的に展開していくことが重要となる。

また、労働人口の減少に伴い市税収入が減少していく見込みの中で、公共施設

の老朽化に対応しながら、行財政運営の自立性を確保していくためには、公共施設マネジメントを踏まえて、質と量の最適化を図りつつ、施設の維持管理費を削減していくことも必要となる。さらに、今後予定されている現行のごみ処理施設の基幹的改良工事、新たなごみ処理施設の建設及び老朽化が進んでいる学校施設の更新については、事業費が著しく多額となることが想定されるため、これらに備えた計画的な基金への積立ても必要となる。

4. 予算編成に当たっての基本的事項

先に述べたとおり、今後の財政運営が厳しい状況を迎えている中、『みんなでつくる みんなが輝くまち あげお』を実現するためには、「上尾市財政規律ガイドライン」【別紙2】を踏まえた予算編成を行うことが重要である。

また、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、「コロナ禍の臨時財政運営方針」からの脱却を図り、財政運営を危機対応モードから平時モードへ移行していく。ただし、その場合でも、高齢化や労働人口の減少に伴う財政負担の増加が今後さらに加速化していく見込みの中で、ポストコロナにおける取組や激甚化する災害などの喫緊の課題に対応しつつ、第6次上尾市総合計画に基づき、SDGsも踏まえた持続可能なまちづくりなどを実現していくためには、将来を見据え、より強固で弾力的な財政基盤の確立に取り組んでいくことが必要不可欠である。

このため、歳入面においては、国・県の補助制度や企業版ふるさと納税制度の積極的な活用など、新たな財源確保策を推進していくこととする。また歳出面においては、漫然と既存事業を継続するのではなく、全ての事業について、あらゆる角度から見直しを行い、経費を削減した上で、少子高齢化の進展などを踏まえた事業へ移行・再構築するなど、ワイズスペンディングを徹底することとし、以下の点については、必ず実施した上で予算編成に臨むこととする。

(1) 歳入の確保

- 新規事業については、特定財源の有無や森林環境譲与税の活用の可能性について精査するとともに、既存事業についても、特定財源等を活用する方策がないか、不断に検討すること。
- さらに、企業版ふるさと納税制度については、寄附額の9割に相当する額が寄附を行った企業の法人関係税から軽減されるため、自治体に対する企業の寄附意欲が高まっていると考えられることから、新規事業の予算要求を行う場合は、必ず当該制度の活用について、検討すること。また、既存事業を拡充する場合についても、当該制度の積極的な活用を検討すること。
- 国・県支出金等が廃止された事業について、代替財源等が措置されない場合は、原則として、市費への振替えは認めず、当該事業を継続する場合は、従来の制度にとらわれることなく、事業の再構築を行うこと。
- 歳入インセンティブ予算制度を積極的に活用し、広告料収入や財産貸付収入など自主財源の確保に努めること。

(2) 歳出構造の改革

- 全ての事業について、必ず、必要性、効果及び達成度の観点から、不断に見直しを行い、既存事業の削減を徹底すること。
- とりわけ、長期間にわたり継続してきた単独事業や、国・県の制度を拡充しているいわゆる「上乘せ」事業については、社会情勢が事業開始時と比較して大きく変化し、すでに所期の目的を達成していると認められる場合は、早急に事業の再構築を図ること。
- 職員の創意工夫等により対応できることはないかという視点で改めて検証し、より効果的な事業スキームについて検討すること。

(3) 将来負担の圧縮

- 未来へつなぐ財政基盤を確立していくため、市債残高について、普通交付税の振替えである臨時財政対策債を除き、引き続き抑制するよう努める。

5. 予算要求基準

- ワイズスペンディングを徹底する観点から、事務事業評価結果にCが含まれる事業や一般事務費については、コロナ禍の臨時財政運営方針に基づき予算計上の見送りや見直しを行ったイベント開催経費、工事費及び補助金を除き、原則として、一般財源ベースで令和3年度当初予算計上額から10%削減した額を要求額の上限とする。その他の事業についても、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）及び施設の建設など継続実施している事業に係る経費、または実施内容の変更を伴わない単価の上昇や数量の自然増、消費税率引き上げによる影響などを除き、原則として、一般財源ベースで令和3年度当初予算額を要求額の上限とする。
- やむを得ず上限額を超えて要求する場合には、必ず既存事業のスクラップなどにより財源を確保すること。加えて、必要性や効果、他市町村の状況や後年度負担等について明らかにした資料を示すこと。根拠資料がない場合には、その要求自体を認められない。
- 全ての事業について、必要性、緊急性などの観点から優先順位を見極めるとともに、各経費の見積りに当たっては、決算額等を分析し、適切な予算要求額とすること。

財政収支の見通し(～令和7年度)

ポイント

【一般会計】

- 財政運営の健全性を確保していくための方向性を明らかにするため、令和3年度当初予算をベースに令和7年度までの財政見通しを策定。
- 市税については、コロナショックによる影響を、リーマンショックと同等と仮定して、反映。
- また、扶助費の増加も見込まれるため、財源不足額は増加する傾向。
- そのため、既存事業の抜本的な見直しなどの歳出抑制策や歳入の見直しなどを徹底し財源不足額を可能な限り縮小していくものとする。

1. 歳入の見通し

(単位:百万円)

区分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計(3～7)
市税	30,953	31,113	29,540	29,029	28,800	29,304	29,281	145,954
地方譲与税等	4,914	5,534	5,602	6,110	5,627	5,624	5,586	28,549
地方交付税	2,527	2,630	2,629	3,170	3,642	3,632	3,852	16,925
国・県支出金	15,036	16,373	17,784	18,217	19,111	19,984	21,103	96,199
市債	5,079	4,921	7,208	7,481	7,746	7,736	7,948	38,119
その他	3,032	2,941	3,288	3,287	3,287	3,288	3,286	16,436
歳入合計	61,541	63,512	66,051	67,294	68,213	69,568	71,056	342,182

2. 歳出の見通し

区分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計(3～7)
義務的経費A+B+C	38,112	39,400	41,385	42,859	44,160	45,388	46,772	220,564
人件費A	11,928	12,975	12,917	12,945	12,924	12,874	12,858	64,518
扶助費B	19,221	19,953	21,883	23,123	24,450	25,872	27,394	122,722
公債費C	6,963	6,472	6,585	6,791	6,786	6,642	6,520	33,324
普通建設事業費	5,362	4,696	5,791	7,048	6,812	6,812	6,812	33,275
その他	21,626	21,643	21,780	21,636	21,945	22,185	22,579	110,125
歳出合計	65,100	65,739	68,956	71,543	72,917	74,385	76,163	363,964

3. 財源不足額

区分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計(3～7)
財源不足額	△ 3,559	△ 2,227	△ 2,905	△ 4,249	△ 4,704	△ 4,817	△ 5,107	△ 21,782

4. 留意事項

- 試算の前提や結果については、令和3年4月時点での見込みであり、今後の社会情勢、地方財政制度の変化などに対応するため、毎年度見直しを行う。
- 令和3年度における財源不足額は、財政調整基金等の取り崩しにより補てん。

○歳入

市税	令和3年度予算額を基に、生産年齢人口の減少、評価替え等を加味し算出
地方譲与税等	令和3年度予算額を基に、地方消費税交付金の増減等を加味し算出
地方交付税	令和3年度予算額を基に、歳入は市税・地方譲与税等、歳出は扶助費等の増加を加味し算出
国・県支出金	令和3年度予算額を基に、扶助費の伸び等を加味し算出
市債	令和3年度予算額を基に、建設事業債、臨時財政対策債を加味し算出
その他	令和3年度予算額を基に、上記以外の歳入について算出

○歳出

人件費	令和3年度予算額を基に、退職者・定員管理見込等に基づき算出
扶助費	令和3年度予算額を基に、伸び率等を加味し算出
公債費	令和3年度までの市債発行額及び令和3年度以降の市債発行見込額を基に算出
普通建設事業費	令和3年度以降に予定されている主要な普通建設事業を加味し算出
その他	令和3年度予算額を基に、上記以外の歳出について算出

上尾市財政規律ガイドライン

2021 年 4 月
上尾市行政経営部財政課

目 次

1. ガイドライン策定に当たって.....	1
(1) ガイドライン策定の目的	
(2) ガイドラインの位置づけ	
2. 本市の現状と課題.....	1
(1) 人口構成や社会情勢の変化に伴う課題への対応	
(2) 財政状況	
3. 今後の財政収支の見通し.....	3
(1) 中期的な財政収支の見通しの策定	
(2) 財政見通しの活用	
4. 予算編成のルール.....	3
(1) 歳入の確保	
① 使用料・手数料等の適正化（受益者負担の原則）	
② 事業の拡大・創出における財源確保の原則化	
③ 国・県支出金等の積極的な活用	
④ 実施計画の策定における財源確保の原則化	
⑤ 公正な税負担と自主財源の積極的な確保	
(2) 歳出構造の改革	
① 事業の見直し	
② 特別会計の自立性の促進	
③ 民間事業者等の積極的な活用	
④ 補助金等の整理合理化	
⑤ ライフサイクルコストの軽減を考慮した公共施設の整備	
(3) 主要基金の残高確保	
① 財政調整基金	
② 公共施設整備基金	
(4) 将来負担の圧縮	
5. 予算執行のルール.....	5

1. ガイドライン策定に当たって

(1) ガイドライン策定の目的

本市では、高齢化など社会構造の変化により、市の財政負担が増加していく中においても、市民ニーズに的確に対応すべく、財政の健全性の維持に努めつつ、各種施策を積極的に展開してきたところである。しかしながら、今後は、生産年齢人口の減少に伴い、市税収入の増加を期待することができない中で、公共施設の老朽化や激甚化する災害などへの対応にも取り組んでいくことが必要となる。

さらに、2019年末に世界で初めて感染が報告された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が経済活動や人々の生活に与える影響は甚大であり、我が国においても、全国的な地方税収の大幅減などが見込まれていることに加え、「新しい日常」への対応も求められている。

このような状況の中で、第6次上尾市総合計画で掲げる将来都市像である『みんなで作る みんなが輝くまち あげお』を実現していくためには、安定的かつ健全な財政基盤を確立した上で、市民満足度を高めるべく、中長期的な施策展開を見据え、予算配分の重点化・効率化を一層推進していくことが求められる。

以上を踏まえ、上尾市財政規律ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を策定することにより、財政規律の維持及び向上を図り、もって健全な財政運営に資することとする。

(2) ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、第6次上尾市総合計画と連動し、同計画で定める「財政運営」の進捗を図るべく、予算編成及び予算執行を含めた財政運営全般に関する施策の基本となる事項等を定めるだけでなく、市の各実施計画を策定する上で財政的な指針としての性格を有するものであり、全ての職員は、予算編成及び予算執行に当たって、これを遵守しなければならない。

なお、社会情勢の変化等に対応するため、本ガイドラインは、その都度、見直しするものとする。

2. 本市の現状と課題

(1) 人口構成や社会情勢の変化に伴う課題への対応

我が国はすでに人口減少時代に突入しており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計において、2100年の人口が、1920年の第1回国勢調査人口と同規模の5千万人台となるケースも見込まれているなど、大幅な人口減少が予測されている。

本市の人口は、現時点では微増している状況にあるが、同研究所の推計によると、2020年代には減少し始めることが予測され、子どもの数が大きく減少する一方で、高齢者数が大きく増加することが見込まれている。とりわけ高齢者数の増加は全国平均と比較して顕著であり、社会保障関係経費の増加は避けて通れない状況にある。

また、生産年齢人口の減少も全国平均と比較して顕著であり、これは、市税収入の増

加が期待できない状況にあることを示しており、歳入予算に占める市税の構成率が高い本市の財政に与える影響は少なくない。

さらに、昭和40年代から50年代の人口急増期に整備した数多くの公共建築物（ハコモノ）や都市基盤施設（インフラ）は、整備後、既に相当の年数が経過しており、今後は、一斉に、これまで整備してきた資産の更新時期を迎えることから、本市の財政状況は、より厳しくなることが予想される。

令和3年3月に改訂した上尾市公共施設等総合管理計画によると、本市が保有する公共建築物について、現行の規模を維持し続けると仮定した場合に必要な費用は、平成26年から令和35年までの40年間で約1,792億円と見込まれている。また、都市基盤施設について、現行の規模を維持し続けると仮定した場合に必要な費用は、40年間で約2,546億円と見込まれている。

加えて、近年、毎年のように大規模な水害が各地で発生しており、本市においても、令和元年台風第19号の被害に対して、初めて災害救助法が適用されるなど、地球温暖化に伴う気候変動により、水害がさらに頻発化・激甚化する可能性がある。また、首都直下型地震などの大規模地震についても、今後30年以内の発生が高い確率で予測されているなど、これらの災害から市民の生活を守るためには、ハード・ソフトの両面から、災害に強いまちづくりに取り組んでいくことが必要となる。

この他、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税の大幅な減収への対応に加え、地域経済対策やデジタル化の推進など、アフター・コロナにおける新しい日常への対応も求められている。

以上のとおり、今後は、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少が見込まれる中で、現状の市民サービスを一定程度維持しつつ、人口構成や社会情勢の変化などによって、ますます多様化する市民ニーズに的確に対応していく必要がある。

（2）財政状況

本市は、これまで、将来を見据えて、職員数の適正化等による人件費の削減やプライマリーバランスを考慮した市債の借入れなどにより、財政の健全性を維持しつつ、こども医療費の無料化などの子育て施策、国民健康保険の被保険者の負担軽減を目的とした同保険の特別会計に対する法定外繰出しなどの福祉の充実、土地区画整理事業や街路整備などのまちづくりの推進など、市民ニーズに沿った施策を積極的に展開してきたことから、財政指標のうち経常収支比率はやや高めであるものの、健全化判断比率は早期健全化基準などを大きく下回っている。

このように本市の財政状況は、ストック面では、これまでの財政健全化に向けたあらゆる取組によって各種財政指標は確実に改善しつつあるが、フロー面では、予算編成において恒常的な財源不足が生じている状況にあり、それを補てんするため、毎年度、財政調整基金等から繰り入れをすることにより、辛うじて、予算上の歳入歳出が均衡している状況にある。

今後は、前述したとおり、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少及び公共施設の老朽化や激甚化する災害などへの対応に加え、普通交付税の代替財源である臨時財政対

策債の影響による公債費の増加や高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加への対応が必要になることから、継続的かつ安定的な行政サービスを提供していくためには、さらなる財政基盤の強化を図ることが不可欠である。

3. 今後の財政収支の見通し

(1) 中期的な財政収支の見通しの策定

持続可能な財政運営を図るためには、今後の財政状況を見通し、課題を把握した上で、将来の財政運営の健全性を確保していくための方向性を明らかにしていく必要があることから、中期的な財政収支の見通し（以下、「財政見通し」という。）を策定することとする。（資料参照）

なお、財政見通しの期間は5年間とし、社会情勢の変化、地方財政及び税制制度の改定、急激な行政需要の変化に対応するため、毎年度、見直しを行うこととする。

(2) 財政見通しの活用

財政見通しにおける歳入と歳出の乖離が生ずる場合は、地方自治法で規定する「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」という会計年度独立の原則に基づき、歳入の確保や歳出の抑制等に向けた取組を果敢に実行することにより、その乖離の縮小に努めなければならない。

4. 予算編成のルール

(1) 歳入の確保

① 使用料・手数料等の適正化（受益者負担の原則）

特定の行政サービスの受益者に負担していただく使用料、手数料及び負担金等については、そのサービスに係るコストや社会経済情勢等を踏まえ、不断に見直しを行うこととする。

② 事業の拡大・創出における財源確保の原則化

事業の拡大、または、新たな事業の創出に当たっては、あらかじめ、その事業を実施する目的及び目標、さらにはその実施のために必要となる手順及びその財源見通しを含めた事業費を明らかにしなければならない。

また、国・県支出金等が廃止された事業について、代替財源等が措置されない場合は、原則として、市費への振替は認めず、当該事業を継続する場合は、従来の制度にとらわれることなく、事業の再構築を行うこととする。

③ 国・県支出金等の積極的な活用

事業の実施に当たっては、国・県支出金等の特定財源や企業版ふるさと納税制度の積極的な活用を図ることとし、特に新規事業については、特定財源の有無等について精査するとともに、既存事業についても、特定財源等を活用する方策がないか、不断に検討していくこととする。

④ 実施計画の策定における財源確保の原則化

各実施計画の策定に当たっては、あらかじめ、その施策の実施のために必要と

なる手順及びその財源見通しを含めた事業費を明らかにし、財政運営に与える影響について財政課と協議した上で、策定しなければならない。

⑤ 公正な税負担と自主財源の積極的な確保

市税、負担金及び使用料・手数料等については、その徴収率の向上に継続して努めるほか、未収金については、負担の公平性の観点から徴収対策を一層強化するとともに、広告料収入の拡大など自主財源の確保に努めることとする。

(2) 歳出構造の改革

① 事業の見直し

全ての事業については、必要性、効果及び達成度の観点から、不断に見直しを行うこととし、とりわけ、長期間にわたり継続してきた単独事業等については、社会情勢が事業開始時と比較して大きく変化し、すでに所期の目的を達成していると認められる場合は、早急に事業の再構築を図るものとする。

② 特別会計の自立性の促進

特別会計については、「独立採算」または「特定収入による事業の実施」の原則を踏まえ、国が示す繰出基準等に則した運営が可能となるような財政運営に努めることとする。

③ 民間事業者等の積極的な活用

既存、新規を問わず、全ての事務事業については、質の高いサービスを効率的かつ効果的に提供する観点から、実施主体等を含め不断の見直しを行うこととし、民間事業者等が実施することが、合理的かつ効果的であると認める場合は、積極的にその活用に努めることとする。

④ 補助金等の整理合理化

補助金等については、その趣旨や目的及び効果などに鑑み、必要性及び効果、補助率又は補助金額の適正化等の観点から、不断に見直しを行うものとする。

とりわけ、市単独補助金並びに国・県補助金の上乗せ及び補助対象の拡大等を行っているものについては、その効果等を検証することとする。

⑤ ライフサイクルコストの軽減を考慮した公共施設の整備

公共施設の整備事業に当たっては、事業の効果や施設の規模及び設備内容等について十分検証するほか、施設整備後の維持管理費用などを含めたライフサイクルコストの軽減を考慮した整備に努めることとする。

なお、既存施設の再配置に伴い生み出された未利用地については、積極的に売却を検討することにより、売却益及び固定資産税等の市税収入の確保を図るとともに、資産管理に係る経費の削減を図ることとする。

(3) 主要基金の残高確保

① 財政調整基金

財政調整基金は、今後の社会変動や緊急課題に的確に対応するほか、将来の償還財源の計画的な確保、金融市場からの信認の一層の向上を図る観点から、年度

末の当該基金残高について、標準財政規模の1割程度となるよう努めることとする。

なお、緊急課題に対応したこと等に伴い、当該基金の残高がこの水準を下回ることとなった場合においては、予算の編成及び執行に留意することなどにより、可能な限りこの水準まで基金残高を復元するよう努めることとする。

② 公共施設整備基金

公共施設整備基金については、今後の公共施設の更新等に対応するためには、一定の基金残高が必要になることから、市債充当率を考慮し、年度末の当該基金残高を当該公共施設における前年度の減価償却累計額の1割程度となるよう努めることとする。

なお、現時点の当該基金の残高はこの水準を大きく下回っていることから、予算の編成及び執行に留意することなどにより、可能な限り基金残高を積増しするよう努めることとする。

(4) 将来負担の圧縮

未来へつなぐ財政基盤を確立していくため、市債残高について、普通交付税の振替えである臨時財政対策債を除き、引き続き抑制するよう努める。なお、今後予定される大規模な公共施設の更新等への市債活用により、市債残高がやむを得ず一時的に増加せざるを得ない場合も、将来の市民負担に配慮し当該年度の市債借入総額を極力抑制することとする。

また、市が出資等を行う団体については、経営の健全化に努めるべく、自主財源の確保や組織体制及び業務内容の見直しに継続的に取り組むなど、自立性の高い経営を促すこととする。

5. 予算執行のルール

予算執行においては、既成概念にとらわれることなく、職員一人ひとりが経営意識と危機感を持ち、事業執行における積極的な創意・工夫により、あらゆる角度から経費の節減を図ることとする。

また、市が実施する全ての事務事業の経費に人件費が含まれていることを念頭に置き、効率的な事業運営を徹底するとともに、事務事業の所期の目的に立ち返り、不必要な事務がないかを検証し、継続的に事務改善を図ることとする。

なお、予算執行のルールについては、毎年度「予算執行等における留意事項」を定め、これに基づき執行することとする。